

第 59 回（令和 6 年度第 2 回）
静岡市都市計画審議会 議事録

会長 小泉 祐一郎

委員 松 下 友 幸

日 時：令和 6 年 11 月 8 日（金） 14 時 00 分～15 時 05 分

会 場：静岡市役所静岡庁舎 本館 3 階 第 1 委員会室

[開会]

<事務局>

(挨拶)

(資料の確認)

<杉山都市局次長>

(挨拶)

<事務局>

(関係職員の紹介)

(新委員の紹介)

(代理出席者の紹介)

(欠席委員の報告)

[審議開始]

<事務局>

それでは、ここからは議題の審議となりますので、静岡市都市計画審議会条例第6条第4項の規定により、会長が会議の議長となり進行いたします。

小泉会長、よろしくお願いいたします。

<小泉 祐一郎会長>

よろしくお願いいたします。本日の出席状況ですが、行政機関の代理の方4名を含めまして出席者は20名中、16名です。半数以上の出席がありますことから、静岡市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、本日の審議会が成立していることを報告します。

次に、静岡市都市計画審議会運営規定第7条第1項の規定により議事録署名人を指名します。議事録の署名人は、松下友幸委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(松下委員・了承)

それでは、よろしくお願いいたします。

本日は、1議案についてご審議いただきます。

円滑な議事進行に努めますので、委員の皆様におかれましてはご協力をお願いします。

なお、本日の進行ですが、はじめに議案について当局から説明をいただき、その後、皆様からご意見、ご質問等を伺った後、採決を行います。

それでは、第1号議案「静岡都市計画生産緑地地区の変更」について審議を行います。
事務局より説明をお願いします。

〔第1号議案の説明〕

＜松南都市計画課長＞

都市計画課長の松南でございます。第1号議案 静岡都市計画生産緑地地区の変更について、ご説明します。

お手元の第1号議案の「議案書」と「説明資料」をご用意ください。本案件の決定権者は静岡市で、静岡県の協議を要する案件となります。

まず、生産緑地地区についてご説明します。

生産緑地地区とは、都市計画法第8条の地域地区の1つであり、生産緑地法の規定に基づくものです。この地域地区は、今回の生産緑地地区のほか、用途地域、高度地区、風致地区など、都市計画区域内の土地利用を誘導する都市計画のことです。

説明資料1ページ下段をご覧ください。

今回の議案となります生産緑地地区は、市街化区域内の農地が持つ「緑地機能」を評価し、農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として都市計画に定めるものです。

「緑地機能」には、破線の枠内に示すとおり、3つの役割があります。

1つ目に公害を発生する施設と一般市街地が近接して存在するような場合に、一定の間隔を確保して公害を未然に防止したり緩和する等の公害の防止および緩衝機能としての役割、2つ目に市街地内又は市街地から至近な位置に存して、安全かつ円滑に避難者の収容、救助活動が行えるような避難地機能としての役割、3つ目に自然的環境に接することによって、都市生活からの緊張の緩和、健康の増進など精神的・肉体的に及ぼす効果があ

ります。

説明資料2ページ上段をご覧ください。次に、「生産緑地地区の指定」についてご説明します。

指定に当たっては、「生産緑地法」第3条として、1つ目の現に農業の用に供されていること、2つ目の公害又は災害の防止や良好な生活環境の形成に相当の効用があること、3つ目の公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること、4つ目の農業の継続が可能であること、5つ目の一団の農地の面積が300㎡以上であること。なお、これは「静岡市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」に定めております。6つ目の静岡市立地適正化計画における集約化拠点形成区域のうち、「静岡駅周辺地区」「清水駅周辺地区」「東静岡駅周辺地区」に含まれていないこと。なお、これは「静岡市生産緑地地区指定基準」に定めております。以上、この6つの全てを満たす必要があります。

説明資料2ページ下段をご覧ください。次に「生産緑地地区の解除」についてご説明します。

「解除」については、生産緑地法第10条、生産緑地法施行規則第5条の規定により次の3つの要件のいずれかに該当する場合に限られています。

1つ目は生産緑地地区の「指定から30年」を経過したときです。なお、本市の場合、生産緑地地区の制度運用を政令市に移行した平成17年度から開始しているため、指定から30年を超える生産緑地地区の該当は未だありません。2つ目は農業の主たる従事者の死亡により良好な農地としての維持管理ができなくなったとき、3つ目は農業の主たる従事者の身体的・精神的障害による重大な故障等により良好な農地としての維持管理ができなくなったとき、となっております。

それでは、「生産緑地地区の変更の内容」についてご説明します。説明資料3ページ上段をご覧ください。議案書は1ページとなります。

今回の都市計画変更により、生産緑地地区の総面積は約199.6haとなります。

説明資料3ページ下段をご覧ください。議案書は4ページとなります。

「変更概要」についてですが、上の表は今回の変更前後の箇所数と面積を区ごとに示し

たもので、下の表は増減内訳を示したものです。

まず、下の表をご覧ください。表の左側「新規・変更増」のうち、「新規箇所数」の欄は新たに指定するもの、その右「変更増箇所数」の欄は既存の生産緑地面積を追加するものを示しております。「面積」の欄は、「新規箇所数」と「変更増箇所数」の合計面積を示しております。

そして、表の右側「解除・変更減」のうち、「解除箇所数」の欄は指定を解除するもの、その右、「変更減箇所数」の欄は、既存の生産緑地面積を減少するものを示しております。「面積」の欄は「解除箇所数」と「変更減箇所数」の合計面積を示しております。

各区の詳細については記載のとおりでございますが、合計では、新規9箇所、変更増1箇所で、増加する面積は約0.7haに対して、解除37箇所、変更減15箇所で、減少する面積は約4.5haとなりました。

それでは、上の表をご覧ください。

変更前と変更後、そして右の「増減欄」では変更前に対する増減を示しております。

各区の変更後の箇所数と面積は、記載のとおりです。

合計で28箇所が減少し、面積は約3.8ha減少となりました。

これにより、変更後の生産緑地地区は1,864箇所、総面積は約199.6haとなります。

説明資料4ページ上段をご覧ください。議案書は3ページとなります。

変更に至る理由ですが、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目して、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地等を計画的に保全し、みどり潤う豊かな都市環境の形成を目指すため、新たに生産緑地地区の指定要件に適合した9か所及び変更による1か所の約0.7haを増とする。

一方、主たる農業従事者の死亡や重大な故障等のやむを得ない理由により指定を解除する37か所及び変更による15か所の約4.5haを減とする。

このことから、変更前の総面積に増加分を加え、減少分を差し引いた総面積約199.6haについて、本案のとおり変更するものでございます。

説明資料4ページ下段をご覧ください。

これは、都市計画図書の総括図になります。

なお、議案書の附図として、総括図の縮小が議案書の5ページに、計画図は全体を7枚

に縮小し、附図として6ページから12ページにかけ添付しております。

説明資料5ページ上段をご覧ください。議案書は7ページの附図No. 2となります。

こちらは、清水区村松の位置を示しています。これは、計画図の一部で「既決定」箇所のほか、変更地区の「追加」及び「除外」の箇所を記載しています。

説明資料5ページ下段をご覧ください。

こちらは、清水区村松地内を拡大したものです。まず、生産緑地地区を「新規」に指定したものについてご説明いたします。

赤字で「新規」の記載があり、赤く着色した土地が今回、生産緑地地区を新たに指定しようとする箇所となります。

「既決定」の記載のある緑色に着色している土地は、既に指定している生産緑地地区を示しています。

説明資料6ページ上段をご覧ください。議案書は、同じく7ページの附図No. 2となります。

こちらは、清水区高橋五丁目の位置を示しています。説明資料6ページ下段をご覧ください。こちらは清水区高橋五丁目地内を拡大したものです。

次に、生産緑地地区の面積を「変更増」したものについてご説明いたします。

「変更増」は、既に指定している生産緑地地区の区域を拡大しようとするものです。

緑色に着色した既に指定している生産緑地地区(C-71)に、この土地に接している赤字で「変更増」と記載がある赤く着色した箇所を今回、追加指定し、面積を増やすものです。

これにより、緑色の着色と赤い着色を囲む赤い実線が、変更後の生産緑地地区(C-71)の区域となります。

説明資料7ページ上段をご覧ください。議案書は6ページの附図No. 1となります。

こちらは、駿河区丸子の位置を示しています。

説明資料7ページ下段をご覧ください。

こちらは、駿河区丸子地内を拡大したものです。生産緑地地区を「解除」したものについてご説明いたします。

中央下の黄色字で「解除」の記載があり、黄色に着色した土地（B-609）は、すでに指定している生産緑地地区のすべてを解除することになります。

説明資料8ページ上段をご覧ください。議案書は9ページの附図No. 4となります。

こちらは、葵区山崎二丁目地内の位置を示しています。

説明資料8ページ下段をご覧ください。

こちらは、葵区山崎二丁目地内を拡大したものです。

続きまして、生産緑地地区の面積を「変更減」したものについてご説明いたします。

「変更減」は、既に指定している生産緑地地区（A-225）の区域を縮小するものです。

赤字で「変更減」と記載がある黄色に着色した箇所は、変更前は緑色に着色した土地と合わせ、生産緑地地区として指定されていましたが、黄色に着色した部分が指定解除となったため、生産緑地地区の面積を減らすものです。

隣接する緑色に着色した土地は、300㎡以上の面積が残るため、生産緑地地区として継続されます。

これにより、赤い実線で囲まれた緑色に着色した土地が変更後の生産緑地地区（A-225）の区域となります。

説明資料9ページをご覧ください。次に、「都市計画の手続」についてご報告いたします。

静岡市都市計画公聴会規則第3条第1項に基づき、令和6年7月5日（金）から19日（金）までの2週間、都市計画原案の縦覧および公述の申し出の受付を行いました。縦覧者及び公聴会における公述の申し出はありませんでした。このため、公聴会は中止としました。

また、令和6年9月18日（水）から10月2日（水）までの2週間、都市計画法に基づく都市計画案の縦覧および意見書の受付を行いました。縦覧者は1名で、意見書の提出はありませんでした。

「今後の予定」ですが、本日の都市計画審議会の議を経たのちに、11月中には都市計画

法第 19 条の規定に基づき静岡県との法定協議を行い、その後、12 月には都市計画法第 20 条の規定に基づき、都市計画変更の告示を予定しております。

以上、第 1 号議案 静岡都市計画生産緑地地区の変更についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔第 1 号議案の質疑応答〕

＜小泉 祐一郎会長＞

ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

なお、議事録を作成する関係で、発言いただく際はマイクを使用し、お名前を名乗っていただいてご発言いただきますようお願いいたします。

＜小泉 祐一郎会長＞

学生と土曜日に草薙のまちづくり調査を 60 名ほどで実施した中で、生産緑地の現場も調査し、議案書の 7 ページの草薙駅の南側の黄色くなって除外している現場も今回行きました。工事を行っている建設会社も知っているので、そこを利用して授業をやらせてもらいましたが、そのときに学生から質問があったので確認させていただきますか。

この黄色の部分の北側に残っている緑色の部分が一段低いのですが、生産緑地の指定というのは農地の所有者や耕作者は違っても、農地として一団性があれば、その範囲を指定しているというふうに私は理解して学生に説明しましたが、一団性というのは所有者とか耕作者に関係なく農地としての物理的な一団性で行っているという理解で間違いなかったでしょうか。指定には 300 m²以上という条件もありますが、所有者や耕作者を意識してはいないかなと思っていますがいかがでしょうか。

＜高田緑地政策課長＞

生産緑地の指定に関しましては、所有者と耕作者が同一でなくても指定は可能です。

<小泉 祐一郎会長>

それでは、質疑を終了いたしまして採決を行います。

第1号議案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手)

全員賛成ということでございますので、よって第1号議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の全議題の審議が終了しました。皆様、ご協力ありがとうございました。事務局へお返しします。

<事務局>

小泉会長をはじめ、委員の皆様、ご審議ありがとうございました。

それでは引き続き、事務局からの情報提供を行います。本日は、都市計画課から2件の情報提供がございます。お時間は30分程度を予定しております。

それでは1件目の「静岡都市計画 マスタープランの改定について」を担当から説明いたします。

〔情報提供：静岡市都市計画マスタープランの改定について〕

<都市計画課 土地利用計画係 鈴木主査>

都市計画課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

静岡市の都市計画マスタープランは、平成11年に旧静岡市が策定しておりましたが、静岡合併後の平成18年2月に新たな都市計画マスタープランを策定、その後は、平成28年4月に改定を行っており、これが現行の静岡市都市計画マスタープランとなっております。

今年度から静岡市都市計画マスタープランの改定に向けた作業に着手しており、改定案の作成については、都市計画審議会からのご意見をいただきながら検討を進めたいと考えております。

今回は、改定方針等についてのポイントをまとめたため、情報提供させていただき、委

員の皆様のご意見を伺えればと考えております。

それでは、お手元に配布した「静岡市都市計画マスタープランの改定について」の資料をご覧ください。

都市計画マスタープランは、概ね 20 年間を目標年次として中長期的な視点に立った都市の将来像や、土地利用方針、都市施設の配置方針等を明らかにした都市計画の基本的な方針となります。

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 の規定により、市町村が作成するものとなっており、国の関連計画や市の総合計画に即すほか、各種関連計画との連携が求められます。

そのため、都市計画マスタープランの役割としては、第一に都市計画の決定・変更の指針となることが挙げられますが、このほかにも、市が進めるまちづくりに関する各種事業の指針としての役割、地域住民や民間企業が主体となった地区計画の策定や開発行為といった、まちづくり活動の指針としての役割も担っております。

今回、計画改定を行う目的としては、現行の都市計画マスタープランの策定から今年で 8 年が経過しており、この間に、新型コロナウイルスの影響や、急速なデジタル技術の進展、頻発化・激甚化する水災害といった、社会情勢が大きく変化している状況を捉えた今後の方針を検討するとともに、人口減少、少子高齢化の更なる進行により、今後は民間の開発圧力が低下していくことも予測されるため、これまで行政が主導で決定した土地利用規制等により、民間開発をコントロールすることを前提としていた都市計画から、民主体のまちづくりを前提とし、貴重な民間活力を行政が柔軟に下支えするための都市計画への転換が必要になるものと考え、これらに対応する時代に即した都市計画マスタープランへの改定を行うことを目的としております。

改定における着眼点、改定方針については 2 枚目の別紙資料をご覧ください。

項目 1 については、先ほどの説明と重複しますので、項目 2 の「都市マス改定における着眼点」をご覧ください。

改定における着眼点は大きく 3 つありますが、1 つ目は「社会潮流等の変化」を挙げています。

先ほどの改定の目的でも触れましたが、人口減少の更なる進行については、市の独自試

算の結果、2050年には50万人を割込む可能性があるとしております。

水災害の激甚化については、令和4年度の台風15号による巴川流域を中心とした浸水被害は、まだ記憶に新しいかと思えます。

このほかにも、新型コロナウイルス感染症をきっかけとした市民生活の多様化、インターネットでの通信販売やキャッシュレス化の普及、製造・物流施設の大型化など、産業構造にも変化が生じております。

着眼点の2つ目は「上位計画・関連計画の更新や各種の事業進捗、新たなプロジェクト」として、都市計画マスタープランに関連する計画の改定や、事業の進捗状況を確認した上で次期計画に反映させることです。

第4次静岡市総合計画が令和5年3月に策定されたほか、国や県、市の関連計画についても、この8年間で更新されており、新たな計画も策定されております。

また、これまでに取組んで来た各種事業の進捗としては、6月の都市計画審議会にお諮りした「紺屋町・御幸町地区の市街地再開発事業」や、「宮川・水上地区の土地地区画整理事業」が事業化されたほか、今後は「静岡駅南口広場の再整備事業」や、「東静岡のアリーナ整備」といった新たなプロジェクトが本格化していくものと考えられます。

このほかにも、昨年度から始まった市の取組みとして、将来を見据えた各種の社会課題に対応する「市政変革研究会」や、庁内横断的に特定の課題解決にあたる「プロジェクトチーム組織」が発足しており、これからの取組みを通じた新たなプロジェクトが発生することも予想されます。

着眼点の3つ目は、『官民共創、地域住民や民間企業が主体となったまちづくり』です。

現在本市では、都市再生特別措置法に基づく指定を受けた「都市再生推進法人」が御幸町、伝馬町、鷹匠を中心に活動する「御伝鷹（みてた）まちづくり」と、草薙地区を中心に活動する「草薙カルテッド」の2者となっていますが、このほかにも、久能街道を中心とする地域住民によるまちづくり活動や、人宿町や用宗地区などで民間企業が主体となった活動が活発化しているエリアが存在しております。

また、中心市街地での再開発や、市街化調整区域での企業立地に関する民間事業の検討や、市街地郊外部を中心とした少子化や農業の担い手不足、小学校の統廃合といった課題に関連するまちづくりの相談があり、こういった地域住民や企業が主体となった活動に着目する必要があると考えております。

これらの着眼点を踏まえ、今回、都市計画マスタープランを見直すに当たっての改定方針をまとめました。

第1に、現在の都市計画マスタープランで掲げている『集約連携型都市構造の実現』については、人口減少社会に対応する持続可能な都市経営の確立に向けた取組みが求められることから、今後もコンパクトなまちづくりの推進を継続することとします。

ただし、関連する計画や事業の進捗については、改定計画に反映してまいります。

第2に、『少子高齢化や低未利用地の発生が深刻化する市街地郊外部の保全と活用』です。

現在の都市計画マスタープランにおいても、新東名高速道路や中部横断自動車道といった広域基盤や、歴史・自然資源の戦略的活用を図っていくこととしておりますが、郊外部では耕作放棄地などの低未利用地が増加している状況を踏まえ、これらをより積極的に推進することや、人口減少・少子高齢化の影響がより顕著な、既存集落における生活環境やコミュニティ維持を図るための施策検討が必要と考えております。

そして第3として、『民主体のまちづくりを育て、持続させる柔軟な都市計画への転換』を挙げております。

人口減少社会の到来により、今後は民間の開発圧力が低下していくことが予測される中で、先ほどの着眼点で紹介させていただいたような、地域住民や企業の活力が貴重な資源となります。

現在の都市計画マスタープランにおいても、「協働のまちづくりの推進」として、市民が主体となったまちづくりの推進を掲げているところですが、改定計画では、官民共創モデルとして、民主体のまちづくりを行政が下支えし、住民・企業・団体・行政が連携し、まちづくり活動が持続、発展させる仕組みづくりを検討していくこととしております。

資料の右側には「現行計画の構成と更新イメージ」として、現在の都市計画マスタープランの目次をベースに、計画改定の概要を記載しておりますので参考までにご覧ください。

また、資料の左下になりますが、現時点で全体構想の具体的な更新を検討している内容として、今後、日本平・久能山スマートインターチェンジを活用した交流施設の立地を図る宮川・水上地区を、「広域交流拠点」に位置付けることや、更なる企業立地を推進するため、新東名高速道路の静岡サービスエリアにあるスマートインターチェンジ周辺を「産業検討拠点」に追加し、現在は「観光交流軸」としての位置付けのある国道150号に「産

業軸」としての位置付けも追加することを検討しております。

このほかにも更新を行う内容が出てくるかとは思いますが、庁内会議や市民の意見等を参考に、計画改定に係る検討を進めて行きたいと考えております。

最後に、1枚目の資料をご覧ください。

計画改定のスケジュールについては、今年度より改定作業に着手し、令和7年度末までに改訂案を作成し、令和8年度中の公表を予定しております。

都市計画マスタープランは、市の都市計画に関する根幹的な計画となりますが、その内容は、土地利用に関するものだけでなく、交通、防災、子育て、福祉、環境、観光、経済など多岐にわたるため、都市計画審議会をはじめ、より多くの方々の意見を聴きながら、計画策定を進めて行きたいと考えております。

本日は、少し駆け足での説明となりましたが、これから計画改定の作業を進めて行くに当たっての情報提供としてお時間をいただきました。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

<事務局>

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。

<小泉 祐一郎会長>

この将来構造図ですが、本物の図はもう少し北まであるのでしょうか。中部横断自動車道や新清水インターチェンジなどが記載されていますが、静岡市地域は、ほぼこれが限界でしょうか。

<都市計画課 土地利用計画係 鈴木主査>

現在の集約連携型都市構造図、これが都市計画のマスタープランの冊子に載っております。現状は都市計画区域を全体に入れているため、市地域全体は入っておりません。

<小泉 祐一郎会長>

確かに、都市マスですからね。将来都市構造の更新に取り組むかは別として、中部横断自動車道というものをどう捉えるか、どこかに影響は実際にありますので。結構、山梨の

会社が静岡市内に新たに店を出したりしています。更新まで求めるものではありませんが、中部横断自動車道がどうなのかと気になりました。

<事務局>

続きまして、「東静岡地区のまちづくりについて」を担当から説明いたします。

〔情報提供：東静岡地区のまちづくりについて〕

<都市計画課 企画係 乗松係長>

都市計画課 乗松から説明させていただきます。

こちらのA3の資料で説明をさせていただきます。

表題に「東静岡地区のまちづくりの考え方」とございますが、今年度、東静岡地区の基本構想の骨子を作成しているところでございます。

基本構想の作成に当たっては、地域の住民の方や警察、交通事業者様に参画いただいている協議会で議論しながら検討を進めているところでございます。

もう1つ、東静岡地区にアリーナがありますので、アリーナについては10月に基本計画の案を公表させていただいております。現在、アリーナの基本計画の案についてはパブリックコメントを実施しておりますので、そちらもご覧いただければと思っております。

それでは内容に入ります。まず、左上のまちづくりの考え方の「静岡市のまちづくり」でございますが、人口減少だけでなく、経済の停滞や地球温暖化、自然災害の頻発化や激甚化、人口知能の急速な進化など、今、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中で、本市は今後50年先まで見据えつつ、急速に進展しているデータやデジタル技術を柔軟かつ機動的に取り入れるなど、社会経済環境の大きな変化に的確に適応できるようなまちづくりが必要であると考えております。

今までの50年間と、これからの50年間は世の中が大きく変わることが想定されます。1つの例として、都市交通については、自動運転化の進展により現在の交通体系は大きく変わることが想定されます。

本市は、「大きく時代が変わる」ことをきちんと認識し、これからの50年先まで視野に入れ、未来につながるまちづくりへと再設計する必要があると考えております。

また、まちづくりは市役所が単独で行うものではなく、社会全体の活動が活発になり、様々な利益や幸せが生まれるような「共創」を促進することが重要です。地域づくりの主役は「人」であり「社会」です。市民、地域社会、企業などと共に創り、一緒に取り組んでみようと思ってもらえるようなまちづくりを進めてまいります。

続きまして、「東静岡地区のまちづくり」でございます。

J Rの東静岡駅周辺では、現在、北口においてアリーナが計画中でございます。また、東静岡の南側では、県立の図書館が移転してくる予定でございます。このような大きなプロジェクトが2つ動いているというところから、このまちづくりを考える好機であると考え、これを一体的に捉えて、まちづくりを進めたいと思っております。

続いて、左下の「将来像とまちづくりの重点テーマ」でございます。

東静岡地区の将来像としましては、このようなアリーナや図書館をここに集積させて、今までになかった新たな文化、スポーツの拠点としていきたいと考えております。また、この周辺にもこれまでに住んでいる方が、ここで引き続き住みやすく住んでいただくというところを意識し、快適で住みやすい住環境づくり、というところを将来像として掲げているところでございます。

まちづくりの重点テーマは4つあります。

まず1つ目ですが、「文化・スポーツの拠点としてのまちの新たな価値づくり」では、今回新たにアリーナや図書館を建設することで、これまで本市に來なかった人であったり、そのような方達への新たな魅力をこの地区でつくっていきたいと考えております。

続いて右上の2番ですが、「若者や子どもが夢や希望を持てるまちへの転換」では、本市は若者の人口流出というのが非常に大きく、人口減少が進んでいるというところもあります。このようなアリーナや図書館のある東静岡で、このまちづくりを進めることで若者がここに住み続けたいとか、大学で一度外に出ても、また戻って来たいとか、そのようなまちづくりにつながればと考えているところでございます。

3つ目の「誰もが移動しやすいまちづくり」ですが、下の地図を見ていただきますと、J R東静岡駅、静鉄の長沼駅がございますが、その間に国道1号と非常に交通量が多い道路が走っているところになります。ここにアリーナや図書館ができれば、新たな人流が生まれるということになりますので、そこの交通を円滑に移動させてあげるのが重要

であると考えておりまして、まず1つは、長沼駅から東静岡駅を結ぶようなアリーナを経由してペDESTリアンデッキの検討を進めているところでございます。

続いて4つ目ですが「多様な人々が訪れたくなる魅力的な空間づくり」ということで、この下の地図のところを見ていただきますと、緑色がアリーナを中心とし、スポーツや音楽いわゆる交流機能の集積を図っていききたい、南側についてはグランシップや図書館などの文化教育の拠点としていききたいと思っておりますが、そこの緑側の国1を挟んだ北側、このピンクでハッチングしてございますが、そこが現在、工業系の用途になっていると、いわゆる工場や倉庫などが立地できるような状況になりますが、やはり今回アリーナとか、新たな投資を行うことによって、ホテルや商業など、様々な開発を呼び込んでいきたいという思いがありますので、ここを商業系の用途に変えていくことを一緒に検討しているところでございます。

続いて2枚目をお願いします。左側が、東静岡地区のまちづくりの現在の考え方になりまして、右側以降は上位計画や関連計画を載せてございますので、簡単に説明させていただきます。

まずは、東静岡の位置についてはご存じかとは思いますが、この絵にあるとおり、本市のほぼ中心に位置している場所になっているところでございます。右側のページの上位計画ですが、第4次静岡市総合計画の中では、東静岡地区はスポーツや文化芸術を集積させて、地域において賑わいを創出していくと位置付けされております。

静岡市都市計画マスタープランにおいても都市拠点に位置付けられておりまして、定住人口の誘導であったり、文化、スポーツの都市機能を集積していくというところで、交流人口の増加を図っていくという位置付けがされております。

続いて3枚目をお願いします。静岡市立地適正化計画ですが、この東静岡地区にどのような施設を誘導していくかというような計画になりますが、この四角の中にあるような子育て支援施設であったり、大学、大規模ホール、図書館など、このようなものをこの地区に誘導していきたい施設として位置付けられております。

続いて下の4番目「ふじのくにの文化力を活かした地域づくり基本構想」というのは静岡県で作成している計画になりまして、こちらの中にも東静岡駅周辺は、文化とスポーツの伝統にふさわしいたたずまいのまちづくりをしていきたいと、そのような形で静岡県と

も連携しながら一体的なまちづくりを進めているところでございます。

続いて右側の3番「アリーナ及び県立中央図書館の整備計画について」説明します。

まずはアリーナの必要性ですが、若者に魅力あるまちという点で、若い人もコンサートに行くというと、市外、県外へ出て行ったりとか、市内にはバスケ、サッカー、卓球などいくつかプロスポーツチームがありますが、現状では中央体育館で行っている状況もありますので、東静岡駅の北側の地区に立地させようと考えているところでございます。

下の「③アリーナが地域に果たす役割」として、主に4つ青で囲ってございますが、このアリーナの目指す姿としましては、「選ばれるアリーナ」「持続可能なアリーナ」「地域のためのアリーナ」「集うアリーナ」とありますが、選ばれるアリーナというのは、東静岡地区のアリーナは立地が非常に良く、鉄道駅から直結でいけるような場所にあり、なおかつ新幹線駅から1駅で行くことができます。やはりこのような位置にできるアリーナは全国でもなかなか例がなく、選ばれるアリーナというのは、お客さんからもそうなのですが、興行を行う側も使う側からしても、この立地を活かし、これからこのアリーナを活かしたまちづくりを進めていきたいと思っております。

続いて4枚目をお願いします。「アリーナの規模や想定施設」ですが、アリーナとしては、大規模なコンサートやプロスポーツができるように、最大収容1万人の規模の施設として計画をしております。アリーナ単体ではなく、周辺にはホテルや商業施設など含めたまち全体を考えたアリーナにしていきたいと考えております。

続いて2番の「県立中央図書館について」ですが、こちらは県の事業で実施中でございまして、県立大学の方に現在ある図書館が老朽化しているため、この東静岡駅の南側に移転してくるというもので、令和9年度の完成を目標に事業を進めているところでございます。下側の黄色で囲ってある図書館の基本計画の概要ですけれども、元々の図書館の機能の既存サービスというのはそのまま引き継ぎながら、青い箇所の新規機能の拡充ということで交流の場であったり、カフェなど、図書館に用事がなくても来るような図書館、大学のサテライトであったり、そのようなものも入れながら、ここに新たな人の流れを呼び込んでいきたいと考えているところでございます。

以上、東静岡のまちづくりをこのような検討をしております、これからアリーナの事業化に合わせて、東静岡もまちづくりを一体的に進めていきたいと考えております。

<事務局>

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問などございましたらお願いします。

<小泉 祐一郎会長>

先日、横浜スタジアムでグラウンドを使って7万人の音楽イベントがありましたが、交通上は問題なくスムーズに流れて入退場ができ、公共交通との関連が非常によくできていました。今回、長沼駅との関係でペデストリアンデッキを作っていただいて、そちらも非常に素晴らしいなと思っております。一方でスポーツもあり、色々なチームなどがバスで送迎したいという場合が結構あるので、東静岡駅の南口のロータリーをもう少し整備、拡充を考えながらやっていただけると、さらにアリーナの集客が上手くいくのかなと感じました。

<事務局>

情報提供は以上でございます。

これで、本日の全部の予定を終了いたします。会長から何かありましたら、ご発言をお願いします。

<小泉 祐一郎会長>

最初に杉山部長からお話いただきました青葉緑地の関係は非常に注目しております、実験的に賑わいづくりをやって、道路空間を活用したということで大変関心をもっております。そういった中で、確かにあの辺りはマンションなど色々住んでいる方もおられますが、やはり都市計画は現在の方も重要ですが、将来、この街のこの辺りをどうしていくかという将来的な方向性を決めていき、すぐにならっと変えるのではなく、ここは将来賑わい中心なので商業系を充実していった住居系の方は離れていただくとか、すぐにではなく10年、20年、30年、場合によっては50年を先に見据えて、こうなっていきますよというものを将来に向かって示していただければと思っております。もちろん今、住んでいる方々の住環境がおかしくなっては困るのですが、長い目で見ると、用途の混在による問題を解決するのが都市計画そのものでございますので、都市計画の中でも将来的に色々検討いただければと思います。以上でございます。

<事務局>

ありがとうございました。

[閉会]

<杉山都市局次長兼都市計画部長>

(挨拶)

【 終 了 】
